

## 班活動感染予防ガイドライン(6月15日改定版)

### 1 基本的事項

- ①手洗い、咳エチケット、消毒などの基本的な感染症対策を徹底する。
- ②3密を避ける取り組み(こまめな換気、密集しない工夫、マスクの着用など)を徹底する。
- ③発熱などの風邪症状がみられる場合には、活動に参加せず、自宅で休養する。
- ④休日の活動の際には、自宅で検温を行い、参加の判断をする。
- ⑤参加については、生徒と保護者の意向を尊重し、参加の強制はしない。
- ⑥6月27日(土)以降、活動時間は長野県の部活動方針によるものとし、週休日の活動も可能とする。  
また、他校との練習試合や合同練習会、合同発表会等を行うことも可能とするが、相手校が所在する地域の感染状況、感染症対策等を確認した上で実施を判断する。
- ⑦当面の間、感染リスク等を避けるため宿泊を伴う県内外遠征、合宿は行わない。

### 2 班室の利用について

- ①感染症のリスクがなくなるまでは、飲食を禁止とする。
- ②更衣および班活動の準備のための使用に限定する。滞在はしない。
- ③更衣については短時間とし、人数の多い班活については4人を基準に時間差をつけて更衣する。  
更衣後は、ドアを開放して換気する。(準備の関係で時間が必要な班員については、あらかじめ活動できるように更衣を済ませておくなどの工夫をすること。)
- ④新入班員の更衣については、各顧問の指示に従う。
- ⑤貴重品の管理を徹底する。鍵の管理の徹底、貴重品を活動場所に持っていく。

### 3 班活動前に留意すること

- ①活動前に手洗い、うがいを行う。
- ②活動前に顧問から健康観察を受け、体調の悪い生徒は無理して活動しない。
- ③集合やミーティングについては、密集しないようお互いに距離を保ち、間隔をあけるなど工夫する。

### 4 班活動中に留意すること

- ①準備運動を十分行うよう留意し、身体に過度な負担のかかる運動は避ける。
- ②用具や物品の共用は出来る限り避ける。飲料用ボトルやタオル・ビブスなどの共用はしない。
- ③体育館、柔剣道場、音楽室、教室等の屋内で活動する際は、その場所のドアを広く開け、常時2方向の窓を同時に明けて換気を行う。困難な場合には、こまめに換気する。
- ④屋内においては長時間の活動は避け、十分な身体的距離を確保できる少人数の利用とし、多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出す活動等は絶対に避ける。
- ⑤近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については可能な限り感染症対策を行った上で実施することを検討する。
- ⑥各競技において特性に応じたガイドラインが中央競技団体から示されている場合は、それに従って活動する。
- ⑦運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じる。
- ⑧吹奏楽や軽音楽や合唱などでは、密集をできるだけ避け、離れた場所でパート別に練習を行うなど工夫する。
- ⑨飲食を伴う班活動は衛生管理を徹底し、対面での飲食を避ける。

### 5 班活動後に留意すること

- ①顧問による健康チェックを受ける。
- ②活動後も手洗い、うがいを行う。
- ③共用を避けることが難しい用具や器具などを使用した場合は、使用後に消毒する。
- ④更衣については、班室の利用方法を遵守する。